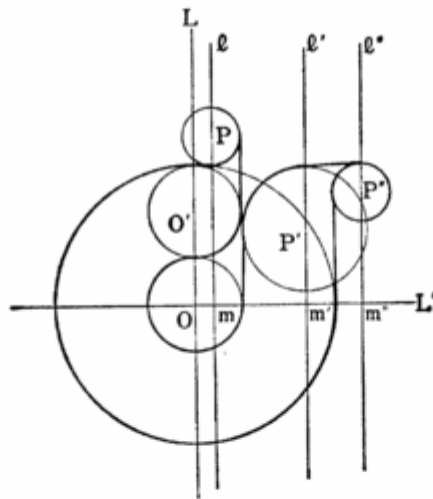


○東久留米市章の制定について
 昭和45年10月1日告示第1号
 東久留米市章の制定について
 東久留米市章を次のとおり制定する。



<分解図>



<作図法>

- ① 垂線 L とそれに直交する線 L' をかき、交点を O とする。
- ② O を中心に半径5の内円および半径15の外円を描く。
- ③ O から距離10で L 上の上方の点を O' とし、 O' を中心に半径5の円を描く。
- ④ O から距離2, 12および18で L' 上の右方の点をそれぞれ m , m' および m'' とし、これらの点を通り L に平行な直線 l , l' および l'' を引く。

- ⑥ m , m' および m'' から距離18.8および12で ℓ , ℓ' および ℓ'' の上方の点をそれぞれ P , P' および P'' とする。
- ⑦ P , P' および P'' を中心としてそれぞれ半径3.6.8および3の円を描く。
- ⑧ 円 O' と円 P の水平方向の共通内接線および垂直方向の共通外接線を引く。
- ⑨ 円 P' と円 P'' の水平方向の共通外接線を引く。
- ⑩ 内円 O と円 P' の垂直方向の共通内接線を引く。
- ⑪ 外円 O と円 P'' の垂直方向の共通内接線を引く。

<意匠>

「東久留米」の「ひ」の文字をメカニックにデザインし、円という静止の状態から外へ飛躍しようとするイメージを表現して、新しく発展して行く東久留米市を象徴しています。